

平成29年3月16日

## 消費者庁長官談話

本日、ジャパンライフ株式会社に対し、預託法及び特定商取引法に基づき、9か月間の一部業務停止命令並びに今回の処分内容及びその原因となる法違反事実を顧客に通知することなどを命じる措置命令等の行政処分を行った。

ジャパンライフ社に対しては、昨年12月16日に、預託法及び特定商取引法に基づき、書面の記載不備・交付義務違反及び書類の備置き義務違反並びに勧誘目的等不明示の法違反行為を認定し、本日(3月16日)までの3か月間の一部業務停止命令等の行政処分を行った。これにより可能な限り早期に、高齢者を中心とする消費者被害の拡大を防止する一方で、その後も、同社の更なる法違反行為の有無について、詳細な調査を継続し、収集した証拠に基づいて厳正に評価してきたところである。

その結果、今般、同社が、顧客に対する重要事項の不告知及び虚偽記載のある書面の交付・書類の備置きという重大な法違反行為を行っていたと認定するに至った。これを踏まえ、本日、上述の行政処分を行ったところである。

同社には、今回の行政処分を遵守するとともに、顧客である消費者に対し、法律及び契約に基づき、真摯に対応するよう求める。当庁としては、今回の処分により、同社に対し、顧客である消費者からの問い合わせ等への対応状況を毎月報告するよう指示しており、継続的に注視して行く。また全国の消費生活センターとも連携し、消費者への情報提供等にも努めることとしている。同社との取引等についてご相談のある消費者におかれては、消費者ホットライン(電話番号188)その他の消費生活相談窓口までご連絡いただきたい。

昨年12月及び今般の行政処分により、ジャパンライフ社に対しては、昨年12月17日から本年12月16日までの1年間、切れ目なく、預託法及び特定商取引法に基づき一部業務の停止を命じたことになる。併せて、上記の重要事項の不告知があったことや、外部監査を受けた会社計算書類を顧客に通知させるなどの措置命令を行うことにより、顧客である消費者が必要とする正確な情報を提供し、その権利保護を図るものである。

今回の一連の処分は消費者庁にとって初の預託法に基づく処分事案であり、また預託法及び特定商取引法の双方に基づき処分を行った初の事案である。消費者庁としては、引き続き、本件のような全国的な広がりのある重大事案に重点的に取り組み、法と証拠に基づき法違反行為には厳正に対処することにより、消費者被害の防止に一層積極的に努めていくこととしたい。